

## 第22回

# 政策評価に関する有識者会議

2013年6月7日

金融庁 総務企画局政策課

午後1時28分 開会

○太田原政策評価室長 それでは、皆様、おそろいようですので、有識者会議を開催したいと思います。

私、本年2月に政策評価室長を拝命いたしました太田原でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、有識者の委員の皆様方におかれましては、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第22回目の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

本日の議事進行は、富田座長にお願いしてございます。それでは、富田座長、お願いします。

○富田座長 本日は、皆様、ご多忙のところご参集くださりましてありがとうございます。議事次第に従いまして、平成24年度実績評価書（案）及び平成25年度政策評価実施計画（案）並びに平成25年度事前分析表（案）について、事務局よりまず説明を受けまして、それから、皆様のご意見をお伺いしたいと存じます。

報道関係者の方々におかれましては、ここでカメラ撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、傍聴されておられます皆様方におかれましては、静粛に傍聴されますことをお願い申し上げます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○太田原政策評価室長 それでは、私から、時間の制約もありますものですから、簡単に資料に沿って説明させていただきたいと思います。

まず、中身に入る前に政策評価のやり方について説明させていただきます。初めての試みとなっておりますけれども、まず、当庁の政策評価については、これまでは3月から5月ごろに新年度の実施計画を定め、8月ごろに前の年度の評価を実施しておりました。今回、PDCAサイクルを有効に機能させる観点から、夏ごろに実施しました評価を前倒ししまして、同一の時期に24年度の実績評価を実施し、その評価を踏まえた上で25年度の実施計画を策定するというを試みております。その反射的効果といたしまして、有識者会議は年1回に集約することを考えております。

続きまして、政策評価の中身について概略説明させていただきます。まず、議事次第、2.の①24年度の実績評価書（案）についてでございます。資料ではA3の1枚紙、こちらは要約の要約でございます。その次に同じくA3の大きさの13ページの紙、こちらが

要約版でございます。その後ろの一番厚いクリップどめの資料、こちらが24年度、昨年4月から本年3月の実績評価書でございます。こちらについてあわせて20の施策について評価を実施しております。評価のやり方についてですけれども、これまでと同様に単年度の想定基準及び想定状況に対する達成度をA、B、Cの3段階で評価するとともに、中期的な達成度を端的な結論として定性的に評価しております。

その中身、資料で1枚入っておりますけれども、「評価の判断基準、端的な結論の基本類型」という資料でございますが、まず、A、B、Cの説明ですが、Aは当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合。Bは当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合。Cが当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合でございます。

次に端的な結論のタイプのIですが、施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要があるというものでございます。IIは施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実、改善や新たな施策の検討等を行う必要があるというものでございます。IIIは施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取り組みの見直し等を行う必要があるというものでございます。24年度の評価及び端的な結論につきまして、まずAが13個、Bが7個です。類型のほうのIが5個、IIが15個というふうになっております。

続きまして、議事次第2.の②でございますけれども、25年度の事業評価書についてでございます。この事業評価というのは何かといいますと、法令等に基づきまして多額の予算を要する研究開発や公共事業について事前評価、途中の各年度の評価、事後の評価をすることとされているものでございます。金融庁の場合、こういった研究開発、公共事業という類型に該当するものがございませんけれども、比較的予算額が大きい金融庁業務支援統合システムの開発につきまして、自発的に対象といたしておりまして、現時点ではまだ途中段階ですけれども、途中段階の評価を実施しておりまして、それを資料につけております。

続いて、議事次第2.の③ですが、25年度の金融庁政策評価実施計画についてでございます。資料は実施計画自体の資料がありますし、あと要約版と要約の要約版は先ほど申し上げた24年度の評価と同じ紙に示しております。こちらにつきましては昨年5月に金融庁における政策評価に関する基本計画、こちらは24年度から28年度までの5年間の中期計画に当たるものを策定しております。この基本計画と24年度の実績評価の結果を踏

まえまして、今年の4月から来年の3月までの期間の計画を策定しております。

その次の資料ですけれども、25年度の事前分析表（案）については、こちらは25年度の実施計画の内容について、一覧性、統一性の観点から総務省指定のフォーマットに基づいて整理したものでございます。この実施計画の内容につきましては、昨年の基本計画におきまして大きく5つありますが、1番目が経済成長の礎となる金融システムの安定、Ⅱが利用者の視点に立った金融サービスの質の向上、Ⅲが公正・透明で活力ある市場の構築、Ⅳが横断的施策。その他、業務支援基盤整備のための取り組み、この大きく5つに業務を整理してございまして、それに基づいて25年度の計画もつくっております。

最後の資料は、昨年実施しました意見募集に対応したものでございます。

なお、この会議の配付資料につきましては、会議資料として公表する予定でございますけれども、24年度の実績評価書につきましては、例年8月末の概算要求の時点の計数を反映させるために、概算要求の数字が固まり次第、改めて最終版をまとめていま一度公表する予定でございます。その際の内容については、本日の議論も踏まえて作成する予定でして、細部についてはご一任いただければと存じます。その夏の公表前には委員の皆様にご個別にお届けさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、私から資料の説明は以上でございます。それでは、座長、よろしくお願いたします。

○富田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。恐縮でございますけれども、私の左側からお2人ずつご意見等を伺いまして、そこで一旦区切りまして金融庁側からお答えをいただきたく思います。まず、翁委員、神作委員からご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○翁委員 それでは、私からまずお話しさせていただきたいと思います。非常に網羅的にいろいろな政策評価をされておられて、いろいろなコメントがございますけれども、特に幾つかに絞ってお話をさせていただきたいと思います。

まず、Ⅰの経済成長の礎となる金融システムの安定につきましては、本年度につきましては評価A、結論Ⅰということで、現在のところ、金融システムの安定というのは非常に確保されているというように思いますし、実績のところにもございますように新たな破綻処理制度についての議論なども進んでいて、こういった国際的な協調に向けた準備も進んでいるというように思います。ただ、今後について25年度というところで、日銀の金融

政策の影響等にも注視というふうに書いてございますけれども、ここへ来てほんとうに日本銀行の金融政策が大きく変わりました、これが金融機関経営に与える影響というのがどうなっていくのかということについて、今後非常に注視していくことが重要なのではないかとこのように思います。

長期金利などのボラティリティが高まっていることに加えまして、異次元の金融緩和ということで、多分、金融機関はもちろんこれを成長に向けた資金として活用して貸し出しを実行していくということが極めて重要で求められているわけでございますけれども、一方で非常にリスクアペタイトが大きくなり過ぎるリスクもあるのではないかとこの印象を持っております。この点、25年度の事務事業の目標としてベターレギュレーションの深化と書いてございますけれども、やはりそういったところについてはリスクアペタイトがあまり大きくなり過ぎないようにプリンシプルベースなどでしっかりとモニタリングし、金融システムの安定性を守っていくということが今後重要になっていくのではないかと考えておりますので、この点についてまず申し上げたいと思います。

それから、同時に経済成長の礎となる金融システムの安定の3のところ、金融システムの安定性を確保するため、経済・市場全体に係るリスクの把握と行政対応というところでございますけれども、やはりますますこの視点が重要になってくるのではないかと考えております。ミクロ的に合理的な対応、例えば担保付きで取引をするというようなことが、例えばカバード・ボンドの発行が進んでいるわけですが、欧州ではそれによって無担保取引が難しくなるとか、そういったミクロ的にはよかれと思ってやっていることがマクロ的に非常に大きな問題になり得るといえるような、そういったことが多々あるかと思っております。その意味でもミクロの視点だけでなく、マクロ的な視点でそれが積み重なったとき、合成されたときにどうなるかという視点での監視というのを今後ますます重視して取り組んでいただければというように思っております。

それから、IIのところの利用者の視点に立った金融サービスの質の向上のところコメントさせていただきたい点ですが、中小企業の経営支援のための各種取り組みということにつきましても、いろいろな制度の整備や金融機関へいろいろな形で事業再生を促す一方で、円滑化についての取り組みを継続するというところで、今期、AのIということで評価をされてきているということですが、ますますこれから事業再生の取り組みを本格化する必要があるのではないかとこのように思っております。そのスイッチというのが非常に難しいのですが、金融の円滑化を促しながら事業再生へもう少しアクセルを踏んで

いくというようなところをうまく進めていただきたいです。日本にとっての最大の問題は中小企業が生産性が低いところだと思いますし、やはり長期的な成長のためにも中小企業の実産性を上げていくということが何より重要だと思いますので、そういう方向で金融がつけられるというような方向にうまく変えていただけるような金融庁の政策をお願いしたいなと思っております。

それからあと2つ申し上げたいのですけれども、国際的な政策協調と連携強化というのはますます重要になってきているように思います。その点におきましても、今後もますます日本としてこういった金融規制改革への積極的な参加、連携強化、リーダーシップをとっていただきたいというように思います。この点、例えばアメリカや欧州や英国などで、それぞれ例えば銀行の業務範囲規制とか、そういったことについてはかなりいろいろな規制が入ろうとしているというようなことが気になっております。、また、欧州の破綻処理制度について、例えばキプロスで預金のカットがあつて、これがどういふふうになつていくのかというのを私など関心を持って見ておりますが、そういったことが国際的な整合性が本当にとれるのだろうかというところも非常に気になっております。

その意味で、まさにそういった国際的な動向を踏まえて発言していくと同時に、日本の市場関係者にも何かうまく情報発信していただくというか、金融庁としての取り組みや今後の方向などが、市場関係者にとつても見通しがきくような、そういった工夫をぜひしていただければというように思っております。

それからもう一つは、5の金融リテラシーのところに関しまして、ちょうど前年にぜひオールジャパンでこの取り組みをお願いしたいとお願いして、森審議官からぜひその方向でということでお答えをいただいて、実際に私も参加させていただいたのですが、この金融経済協力研究会での報告書が取りまとめられて、大きな方向でこの金融リテラシーが進む方向になつたということは、私自身も非常によかつたと思っております。これが十分に進んでいくということは、やはり自己責任で利用者がこういった金融商品を選んでいくということにもつながっていき、そのこと自体は金融機関のイノベーションの発展にもつながりやすいものであると思っておりますので、こういった基礎固めが進んでいくということは、今年の成果としてよかつたと思っておりますが、ぜひこれを推進していただきたいという点についてもあわせて申し述べたいと思っております。

以上で終わらせていただきたいと思います。

○富田座長 それでは、続きまして、神作委員、お願いします。

○神作委員 ありがとうございます。この議事次第でございます①から④について全てあわせてコメントさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

今年から評価の方法や項目立てが変わって、例えば最後の表でございますけれども、24年度の主な事務事業に対する実績と、それから、25年度の主な事務事業の概要が並べて記載されており、このような記載をしていただきますと、対応関係が非常によくわかるように思いました。そのことを始めに申し上げた上で、実績評価について3点ご質問を述べさせていただき、25年度の主な事務事業（案）の概要について1点ご意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1でございますけれども、大項目のⅢと、Ⅲ-4の関係でございます。それから、次に、大項目Ⅲ-5にも関係するのですけれども、どうも実績評価（案）を拝読いたしますと、Ⅲ-3の評価がBになっている決定的な理由は、増資インサイダーをはじめとして、いろいろな課題、問題が見つかった点にあるように思われます。また、Ⅲ-4についてはA I J 事件等をきっかけとして、投資顧問業者について不祥事や海外私募債への投資などを通じていろいろな問題点が発覚したてんことがあると考えられます。このように、実際に不祥事が生じた点がやはり評価にどうしても響いているように思うのですけれども、他方でⅢ-5を拝見しますと、オリンパス等の会計不正事案が指摘されているのにもかかわらず、この項目については評価自体はAとなっています。不祥事が起きたからといって、その評価に直ちに反映するというのは、疑問であると思いますが、Ⅲ、Ⅳと、それから、Ⅲ-5が評価が分かれた理由につきまして、教えていただければと思います。

それから、第2点は今の点ともかかわるのですけれども、125ページを拝見いたしますと、インサイダー取引等について、この取引調査に係る勧告の実績は、相当に上がってきていると思われまして、現に125ページの真ん中あたり、②の評価の中でも調査手法の工夫等によって、迅速かつ効率的な取引調査が実施できたと評価されているわけでありまして。そうだとすると、この点はむしろ非常に高く評価すべきではないかという感じもいたしますが、調査手法の工夫等というのは、これは公表してしまうには適しない性質のものでかもしれませんけれども、何か具体的な調査手法の工夫等で公にすることができるようなものがあれば、その基本的なアウトラインのようなものを教えていただきたいと思いますところでございます。

それから、3番目でございますけれども、横断的施策の下、業務支援基盤の整備のための取り組み、1、金融行政を担う人材の確保と質の向上というところでございますが、冒頭に申し上げたように、今年から評価項目の枠組みが大幅に改編されたと申しますか、施策、項目が整理されたと理解しておりますが、この項目は恐らく昨年度に対応させて見ますと、「専門性の高い人材の育成」というところと、それから、「職員の育成強化のための諸施策の実施」という項目に関係するものと思います。ところが、これらの項目は、平成23年度はいずれもBの評価がついていました。実績評価報告書を読む限り、もちろん異論があるというわけではないのですけれども、昨年度と大きく違っている点というのが数字の上でも、その他の点でも必ずしも明確ではないように思えたのですけれども、どのあたりが評価を高めるポイントになったのかということについて教えていただきたいと思えます。

それから、これはほんとうに感想にすぎませんけれども、25年度の主な事務事業に關しまして、A3の全部で13枚からなっているものの7ページ目でございますけれども、上から2つ目の②というところにこのクラウドファンディングに取り組んでいくということが挙げられております。他方で24年度の実績評価（案）の中では、例えば未公開株についての無登録業者等による取り扱い等々、必ずしも市場の評価が固まっていない新規事業の資金調達に係る弊害と申しますか、さらにいえば詐欺的な事案の発生すら報告されているところでございますので、クラウドファンディングについては、そのメリットを伸ばしながらこの弊害を是正するような、そういう措置を十分に講ずる必要があると思えます。そして、恐らくクラウドファンディングにおける投資家保護のあり方は、従来のタイプの投資家保護のあり方とはちょっと違ってくるのではないかという感想を持っておりますので、先ほど申し上げましたようにこのクラウドファンディングの促進に關しましては、そのメリットを伸ばし、かつそのデメリットをできる限り抑止するような施策を検討していただきたいと思えます。

以上が各論ですけれども、1点だけ、これは言わずもがなのことかもしれませんが、少し気になった点がありますので申し上げさせていただきます。24年度の主な事務事業に対する実績評価と25年度の事務事業（案）との関係なのですが、24年度の実績に対する評価が25年度の施策に反映するという前提で書かれているものと思われましても、そのようなプロセス、仕組みになっているということが説明されないと、逆に施策のほうに合わせて評価がなされているというような誤解が生じないように、それぞれの

決定のプロセスについての説明がどこかでなされると良いと思いました。

以上、簡単ではございますけれども、3点のご質問と1点の意見を述べさせていただきます。

○富田座長 それでは、お2人のご意見に対しまして、金融庁からお願いいたします。どうぞ。

○細溝監督局長 まず、翁委員の最初の方の質問について、ご質問に対してお答えいたします。

日本銀行が量的、質的な金融緩和をやっておりまして、そういった中で金利がボラティルな状況になるといった市場環境がございます。そういった意味では金利リスクを含むさまざまなリスクや金融緩和を取り巻く経営環境、これは感度を高くしてきめ細かく注視していきたいと思っております。ただ、各金融機関が国債を含むポートフォリオ全体をどういうふうのリバランスするかというのは、これはそれぞれの金融機関の経営判断の問題ではございます。ただ、当局としても細心の注意を払って注視をしていきたいと思っております。そういった意味では、今現在やっておりますトップヒアリングないしはさまざまなチャネルを通じて実態把握に努めておりますし、また、ポートフォリオのリバランスに当たって適切なリスク管理が行われているかという点についても見ていきたいと思っております。

そういった状況を踏まえましても、金融機関による国債保有残高というのは今後ともある程度高水準で推移するだろうと思っておりますので、金融機関自身がストレステスト等の手法を通じて十分影響を分析しているとか、それとか損失吸収力としての自己資本が十分な備えがあるかといったことをございまして、そういったことを金融機関と率直かつ深度のある対話を通じて、より質の高い行政、ベターレギュレーションという意味では、より質の高い行政を進めていきたいと思っております。

それから、合成の誤謬の話でございますが、私ども、まず、すぐ頭に浮かぶのがバブルショックでありまして、金融機関がバブル、統計的な手法でリスク管理をやっている。みんながやっていたので相場が同じ方向に大きく動いてしまったという実例がございました。そういうこともございまして、こういった金融機関に対しましては、Value at Riskのような統計的な手法を用いてはおりますが、それと同時に例えば想定される最も厳しいシナリオを前提としたストレステストをやっているかといったところを検証することにしております。そういった意味で、日銀とも十分に連携をしながら金融機関の行動が金融市場に無

用の混乱を与えないように、これは緊密なコミュニケーションをしまいたいと思っております。

2つ目の大きな柱で円滑化の終了に当たってどういうふうにするのか。ご案内のとおり円滑化法を実施して3年たちまして、9割程度は実行している。ただ、その中で再リスク、再々リスクが8割にのぼるとか、経営改善計画ができていない社が増えているということに鑑みまして、金融円滑化法の期限到来を迎えて延長しないということにいたしました。そして、軸足を貸付条件の変更から真の経営改善につながる支援に向けた取り組みに変更しようということで、さまざまな取り組みをしております。

ただ、おっしゃいましたとおり、その間、どうするんだという話でございまして、当然、金融機関はそうした中小企業とか、小規模事業者が事業再生、経営改善に取り組む間、これは時間がかかりますので、その間は資金繰りをきちんと支援をしていくということはもちろんのことでございます。そうしたことを前提としまして、個々の借り手の状況に応じた最適な解決策、ソリューションを提案して実行支援していくということを求められておりまして、私どももそれを促しているところでございます。金融機関に対しては、そういった意味で経営改善支援に軸足を移しつつ、貸付条件の変更とか、新規融資とかといった円滑な資金供給に努めるよう促しているところでございます。

○水口参事官 国際的なご質問の政策協調、連携強化の部分でございますけれども、最初にご指摘いただきましたアメリカ、欧州等で業務範囲規制についてのいろいろな動きがございますが、金融庁としましては、G20等の国際的な場におきまして、現在、金融規制改革がグローバルに議論されておりました、そうした国際的な議論に積極的に参画してきたところでございまして、そこで合意された事項については各国が強調して、スケジュールに従って整合的かつ着実に実施することが大事だと考えております。他方、その関係で、国際的な原則を超えて、例えばボルカールール等、各国独自の規制を課す場合というものもございますけれども、その場合には他国市場の分断等の影響や、金融機関に不測の影響を与えないかといった観点にしっかり留意する必要があると考えておりまして、必要に応じて国際的にも意見を申し上げていきたいと思っております。

キプロスの関係で一点ご指摘をいただきましたが、キプロスの件を契機としまして、預金者優先という話が出てまいりました。欧州では現在EU破綻処理指令に関する議論が行われておりますけれども、また、アメリカでは従前より自国の預金者というのが優先弁済権

を付与されております。我が国では預金者優先弁済権という制度はございませんが、まさにこの話は銀行破綻時の負担のあり方の問題であり、さらに各国の破綻処理制度や、預金保険制度のあり方、それから、先ほど申し上げた経済や市場への影響や、モラルハザードの問題等の問題をしっかりと慎重に検討していかなければならない課題であると思います。日本においては納税者及び預金者に負担を求めることなく、円滑に破綻処理を行うことが可能な預金保険制度、破綻処理制度を整備しており、それにより、日本は金融危機を終息させたところでございますので、国際的な議論に当たっては、各国の制度の違いというものをしっかりと十分に考慮していく必要があると存じます。

○森本総務企画局長 まず、神作委員から最初にご指摘のあったⅢ－３、４がBで、５がAなのはどういう目線によるものかという点でございますが、なかなかこういう評価は難しいわけですが、Ⅲ－３の達成目標は市場取引の公正性・透明性の確保、あるいはⅢ－４は金商業者の健全かつ適切な運営の確保といったときに、まだまだ取り組むべき施策というか、その評価をきちんといただくのにまだ取り組みが必要ではないかと感じられるわけであります。一方、Ⅲ－５のほうも同じくオリンパスの不祥事があったではないかということなのですが、監査の関係については、ある程度想定される施策に対して、ある程度のところまではできたのかなということで、Aとつけさせていただいているところでございます。

それから、クラウドファンディング、メリットがある一方、弊害防止が重要ではないかというご指摘でございます。この点については我々も全く同じように考えておまして、従来、未公開の株でございますので、金商業者が扱っていた株のように監査済みの開示書類をディスクローズするとか、あるいは完璧な不公正取引防止体制をとるといようなことは、簡易な資金調達手段ということであればなかなか難しいと思うんですね。しかし、一方で、そうした中でも投資家保護は図っていかなければいけないので、おっしゃるように新たな発想で実際に投資家の被害が出ないような仕組みを構築していかなければいけないと、その辺は難しい課題だと認識しております。そうした点について、今後、金融審議会のワーキングでぜひ議論を深めていただければと考えております。

それから、最後に翁委員からカバード・ボンドについてご指摘があったのですが、私も全く同感でございます。我が国においてもカバード・ボンドを導入したらいいのではないかという議論が一部にあるのですが、我々としては、それは単に資金調達手段の多様化というような角度からだけ検討できるわけではなくて、これは金融システム全体

の安定性に与える影響はどうかとか、預金者保護の全体としての仕組みがあるのですが、それを損なうことはないのかとか、個々に発行する人にとっては、いい場面はあるのかもかもしれませんが、おっしゃるようにマクロでは問題があるのではないかという角度から、我々も慎重に検討しなければならないと考えているところです。

以上でございます。

○岳野監視委事務局長 神作委員のご質問の中で、監視委員会の不公正取引の調査に関するご質問がございました。平成24年度実績評価書の125ページにつきましてご質問がございまして、この不公正取引の傾向の変化に対応し、調査手法の工夫等によってというところ、もし調査手法の工夫等について説明できればとございましたので、ご説明を申し上げます。

1つは、第一次情報受領者によるインサイダー取引の違反件数が多くなっているということでございます。第一次情報受領者ということは、要は情報の伝達ということを押さえる必要があるわけでございますが、こういった情報の伝達につきまして、なるべく客観的な証拠を確保するような調査の工夫をいたしているということがございます。

それからもう一つは、インターネット取引によりまして複数の口座を用いた事案が多くなっているということでございます。要は、投資家が複数の証券会社を通じて注文を出す、注文を分散することによって相場操縦を行っているわけでございます。単独の証券会社で対当売買をすれば、それはその証券会社でもはっきりわかるわけでございますけれども、複数の証券会社を通じて取引をしている事案に対してどういうふうの実態把握するかということが課題でございます。こうした中、相場操縦の場合には場帳の分析とか、場の再現のために膨大な事務作業がかかります。こういうことに対してはなるべくITを活用して効率的に分析できるような工夫をしております。委員のご質問に対しまして、私のほうからこの場でご説明できるのはこのぐらいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○森総括審議官 神作委員からご質問がありました人材育成について、前の年とどこが違っているかということですが、我々、人事異動が年に1回あり、そのときごとに適材適所という形で人事異動をやってきたわけですが、昨事務年度は庁内でワーキンググループをつくりまして、金融庁職員の専門性を高めるためにどうしたらいいかを総合的に考えてみました。具体的には例えばどういう専門性の人間がどれぐらいの数要るかとか、そういう専門家集団をつくるために、例えば外部人材と内部での育成をどう組み合わせつつくり上げていくかということを検討しました。

次に、そのための職員の長期的な任用のパスというのはどういうものがあるかを考えました。任用のベンチマークを専門家集団ごとにつくったり、それから、個々の職員にどういう分野で働いてみたいかというアンケートなども実施しました。さらに、そういう長期的な人材育成を念頭に置きながら、どういう研修が必要かというフレームワークをつくりました。また、金融行政に携わるには英語力が絶対必要なので、英語についての研修機会を格段に増やすとともに、特に留学した人間は数年以内にもう1回国際機関に出すとか、英語だけではなくて人間としてのスケールを大きくするために新興国への若手職員の派遣を増やすとか、そういうことを始めました。

それから、今いる職員のモラルを高めるために金融庁職員のあり方というようなものを職員全体で検討して、例えば省益ではなくて国益を追求しようとか、前向きな失敗をよしとするなどといった10項目ぐらいから成る規範をつくって職員全体で共有しました。さらに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、事務の効率化のために各課室で議論して、この1年、どういう形で事務を効率化していくか、職員のワーク・ライフ・バランスをいかに向上させていくかという施策をつくり、それを定期的に見直して、各課でやったベストプラクティスを全庁的にフィードバックしてさらに高めていくというPDCAサイクルをつくりました。評価書にはあまり具体的に書かれていないのですが、そういう取り組みをやっていますので、これまでに比べて相当充実した施策を行ったと思っております。

○太田原政策評価室長 最後に、神作委員が最後に言われました評価を実施計画のほうへ反映させるという、まさにおっしゃるとおりですので、今回、冒頭申し上げましたように一体的に取り組むというのをやり始めたところですが、今後とも指摘を踏まえて対応していきたいと考えております。

○富田座長 それでは、翁委員、神作委員、よろしゅうございますでしょうか。

○翁委員 はい。

○神作委員 ありがとうございます。

○富田座長 それでは、続きまして島崎委員、田辺委員をお願いいたします。

○島崎委員 私からは全体的な感想と、個別の施策についてのコメントと質問を4点させていただきます。

まず、平成24年度の政策評価の全体感と評価のタイミングについてです。全体感として昨年度と比較するのは政策施策のくくりがかわっているので、apple to appleの比較はできませんが、昨年度に比べるとA評価がかなり増えています。昨年度は一昨年、その前

の年に比べてかなり厳しい評価をあえてされた年でもあったと思いますが、それに比べると改善しているという印象を私は受けています。その辺についてどう全体を評価したらいいのか、改めてご説明いただければと思います。

もう1点は、タイミングです。先ほど室長からお話がありましたように、P D C Aサイクルを回していく。実績を評価して次の計画につなげていく。1回で済みます。非常に結構なことだと思います。私がかねてから気になっているのは、実績の評価は新事業年度に入ってからでもいいのでしょうかけれども、新しい年度の施策、方針については、通常、企業であれば次の年の政策を立てる前に実績の評価をしますが、実績の評価はあくまでも仮評価であり、見込みベースで評価を行なっている。4月から新年度が始まるのであれば、4月1日には役職員に対して、今年度はこういう方針でいくよというメッセージを伝えて新年度に入っていくというP D C Aサイクルを回しているわけです。なかなか、そういうようにいかない面があらうかと思うんですが、何かその辺を改善できないかと思いながら読ませていただきました。昨年度に比べると大きな改善がされているとは思いますが、何かコメントいただければと思います。

それから、個別の施策についてです。まず第1点目は施策のⅡ-3の資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備での日本版I S Aに関してです。この導入によって個人の金融資産が貯蓄から投資へという流れを促すという意味において評価されるころだと思いますが、この制度を導入するに当たって、現在、1,500兆あると言われていた個人の金融資産がどの程度貯蓄から投資に向かっていくのか、数字があるのであれば教えていただきたいということが1つ。

それから、細かい証券税制の話になりますが、このI S Aのキャピタルゲインは非課税、これは非常に結構なことだと思います。しかしながら、キャピタルロスについては別口座で持っているキャピタルゲインと相殺できないと、私はこう聞いているわけですが、その背景とか今後どうなっていくのか教えて頂きたい。軽減税率の見直しがされるときに一体化課税との関係でこれが今どういう議論になっているか知りたい。このI S Aで発生した損が一体化課税の中でどうなるのかご説明いただければと思います。

2つ目の質問はⅢ-3の市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備についてです。ここで我が国におけるこのI F R Sの適用に関して述べられていますが、当事業年度においては企業会計審議会等で議論を重ねて中間的論点整理を公表された。これは成果として評価できると思います。25年度の目標の測定指標の1つにI F R Sの任意

適用の会社の数と書いてありますけれども、今後どのくらいの数までこの任意適用の会社を増やしていくのか。この数値目標、会社数とか達成の時期など、何か考えているところがあればご説明いただきたい。私は何かそういうものを立てて進むべきではないかと以前から思っているわけで、こういう質問をしているわけですが、ここの説明にも書かれていますが、日本が I F R S 財団のモニタリングボードの議長を務めて、このモニタリングボードのメンバー要件、I F R S を使用しているというのがメンバー要件になっていますけれども、その定義づけを随分苦労されて決められている。このボードメンバーの見直しとが 2 0 1 6 年に行われる。それから、財団の東京の事務所が去年開設され、1 0 年後見直すことになっています。ただ、この事務所のリース契約は、5 年の契約になっていて、2 0 1 7 年が今の契約のリースアップのタイミングだということで、ここのモニタリングボードのメンバー要件である I F R S の利用、顕著な進展がどうなっているのかという議論が、こちらのほうでも議論される可能性があるということです。この辺のタイミングを見据えたタイムスケジュールを考えていく必要があるのではないのかと思っておりますので、この点を質問させていただきます。

3 つ目の質問は、この III - 5 の市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備についてであります。オリンパス等の会計不正事案を踏まえて意見書を取りまとめ、公表された。これは非常にタイムリーであるし、内容も、私、読ませていただきましたけれども、大変立派なものが公表されたと思います。ただこれをまとめられた背景を見ますと、会計士の監査についてかなり問題があるなという感じがしております。証券等取引監視委員会からの課徴金の納付命令勧告が年間十数件ある。あるいは循環取引などで、公認会計士の監査をすり抜けて会計不正を行ったという事案も後を絶たないということも聞いておりますが、最近の件数増加もさることながら、内容が悪質化している。市場の信頼を裏切るような問題が出てきていると思っております。

私も企業経営者の 1 人として、会計不正への対応はまずは会社サイドで監査役を含めてきっちりやっつけていかなければいけない。こういうことが大前提であると思っておりますが、中には経営者みずからが意図を持って不正に走るということもあるわけで、企業トップが主導した不正というのは、隠蔽の期間が長期化して金額も巨額になる。こういう傾向があると思っております。ですから、会計士の監査は不正の発見ということもさることながら、経営者の不正への誘惑を未然に抑止するという機能もあると私は思っております。オリンパスの件では、会計的な手法を駆使して外部の協力を得て長期に損失を隠蔽したということであり

ますが、毎年、大監査法人が監査をしておりますながら、そういう予兆に気がつかなかったのかなど。何かおかしいぞという会計不正のにおいというか、そういうものを感じなかったのか非常に疑問があります。

昨年度のこの評価会議においても、A I Jの問題について、通常の当局の検査とか監査での情報収集能力とか、分析能力、あるいはリスク感度を高めていかなければならないという話がありました。常識で考えて、これはおかしいぞというリスクセンスを持つということですが、具体的にどうしたらいいのかということだろうと思います。監査法人あるいは、監査人サイドにおいてこれをどう改善していくのか、これからの対応策等について伺いたい。今回の意見書の不正リスク対応基準の中で、不正リスクに対応した監査事務所の品質管理として、監査法人交代時の引き継ぎということが定められている。私はまだこういうことを言っているのかなという感じがしました。、企業においても、恐らく役所においてもそうだと思いますが、人事異動の際には必ず文書で事務を引き継ぎなさいと定められていますね。上司に報告して、その中で問題とか課題をきちっと明記して引き継げとなっているわけですが、監査の世界ではどうなっているのかなと思いました。監査法人内で担当が変わるといったときに、普通、会社ですとA君からB君に課の中で担当を交代する場合でも、A君からB君に引き継ぎ書を書いて課長に提出しているわけですね。監査法人ではそういうことをされているのか非常に疑問であり、これから改善していかなければいけないと思うのですが、この基本中の基本の問題について質問させていただきます。今回の意見書は非常に具体的で中身も素晴らしいと思いますが、欧米でのルールをどの程度参考にして意見書をまとめられたのかについてもご説明いただければと思います。

最後にIV-4の金融行政についての情報発信の強化に関してです。ここに書かれていますように、Webサイトを活用した情報発信の強化に向けた対応については非常に評価できます。中でも、私は毎週のように見させていただいていますけれども、英文によるタイムリーな発信というのは、年々充実しているということで、ほかの省庁に比べても非常に中身がタイムリーで充実しているのではないかと思います。これは予算との関係があって難しいのかもしれませんが、日本語のWebサイトと同じものを英文で立ち上げたらどうかとぐらい私は思っております、今後どのような対応策をさらに考えて充実させていくのかご説明いただきたい。

私からは以上でございます。

○田辺委員 私から何点か感想と質問をさせていただきたいと思います。まず、1点目、

今回から6月に評価を行うということで、24年度と25年度の計画が同時に見られるということになっています。私自体はすごく意味があることだと思っております。8月に評価書をまとめるという政府全体の方針というのは、24年度の事業というのをどうやったのかというのを25年度に見て、それを26年度の概算要求に反映させるという考え方だったのだらうと思います。

ただ、この考え方は明らかにうさん臭いところがありまして、1年も何で待たなきゃいけないのかというところが決定的な難しさであり、若干ごまかしになっている。つまり、24年度で悪かったところは25年度に反映しているはずで、それを1年間じっくり検討して26年度などというスピード感のないことを各省でやっているわけがないので、それにあわせてある意味では24年度の評価と25年度にどう反映したのかというのを一挙に見せる方式にしたというのは、私自身は特にこういう金融庁のようなスピード感を必要とするところにおいては、それが見れるという方式は非常によいかと思ったというのが感想の1番目であります。

それから、感想の2番目は皆様方もご指摘してはいますが、Iの金融システムの安定等は評価が多く、逆に公正・透明で活力ある市場の構築のところ、特に公正・透明のところではB評価が多かったというところがございます。これは国民に出していくところなので、結果責任ではないとは思いますが、結果でやっぱり明らかに不祥事ではないですけれども、不正が多いところでA評価をつけるというのはなかなか難しいだらう。その点で私自身は感覚から言うと、この評価の配置というのは非常に説得的ではないかと思った次第でございます。以下は、その後でこの24年度の評価をどういう形で25年度の事業のほうに反映させたかというところについて若干ご質問したいと思います。

恐らく反映の仕方としましては、特に金融庁などの場合には、人的なリソースの配分というのでしょうか、プライオリティーというのをどこに次の年度に集中させるのかというところの変化のさせ方、それから、2番目としては具体的に新しい制度等々の制度対応をどうするのかというところ、それから、3番目として何か新しいことをやらなきゃいけないのであるならば、その新規事業を立ち上げて概算要求するというところなのだらうと思います。見ていきますと、このIIIのところの公正・透明というのは大分B評価が多いのですけれども、それに対しては、恐らくはリソースのウエートづけの変化であるとか、制度対応で対応するんだなというところは、ある程度明らかになっています。

逆に新規事業のところを見ていきますと、財務省の査定みたいな見方で申しわけないの

ですが、24年度ゼロ円だったものが25年度にお金がついているものというのは、私がチェックした限りにおいては5つありまして、1つは振り込め詐欺に対する払戻金に対するPRというもの。それから、2番目は中小企業の円滑化法に対する研究会、研究と、あとPRというもの。それから、3番目はデリバティブに対するシステム構築。4番目は官民のラウンドテーブルに関する研究ということ、それから、最後に5番目として資金決済の払戻手続に関するPRという5つであります。これはある意味では24年度の出た問題に対して、事業レベルとしてこういうふうな形で対応するというのははっきり見えてきて、すごくその意味ではチェック・アンド・アクションのところは早い段階で効いているなどは思いました。

ただ、幾つか予算額を見ると大丈夫かなというのがございます。簡単に言うとPRのところは振り込め詐欺の払戻金で300万であります。それから、資金決済のところの払戻手続のところのPRは、100万でありまして、この金額で必要な人たちにメッセージが届くのかなと単純に思うということでもあります。むしろ、振り込め詐欺であれば予防のところは警察庁と連携してポスター等をより広く配置して、払い戻しのところもこういう制度がありますという形にしていたほうが、単独で300万よりはもう少し効果があるのではないのかとか、そういうところをどういう設計でなさったのかということをお伺いしたいというのが1点目であります。

それから、店頭デリバティブのところはシステムですので、これは確実につくっていただければと思います。あと中小企業の円滑化と、あと規制改革会議絡みのところで官民ラウンドテーブルが事業として出てきたのだと思います。ここは研究という形で書かれているのですが、25年度段階で単に研究で済むのかなというところが私はわかりません。つまり、もうある程度の実施のほうに持っていかないと間に合わないのではないのかなという感じがしていますので、ここの中身に関して若干ご説明いただければと思います。

以上が事業にかかわるところです。

あと2点ほどですけれども、これは翁委員の質問と重複するところですが、25年度のところで間違いなく円滑化法の終了と、それに伴って支援機構によるフレームの移行、対応というほうにウェートを移していくということが重要になるのだらうなと思いますけれども、この移行を具体的にどういうウェートで行うのか、どういう視点で行うのかということをもっと少しご説明いただければと思います。

それから、最後ですけれども、新しくまたベターレギュレーションの深化ということが

新しい項目としてつけ加わっております。これは佐藤長官のときに確かベターレギュレーションというのが打ち出されたと思いますけれども、そこからこれまでの間に例えばパーゼル3であるとかボルカールールというのは、当初謳われたときのベターレギュレーションと環境が違う、考え方自体も違うところで、このベターレギュレーションという用語を使っていらっしゃる。逆に言うと深化、深堀するということは、こういう環境変化を前提にしてどういうことを目指していらっしゃるのかということをお伺いできればと思います。

以上です。

○富田座長 では、金融庁、よろしくお願いたします。

○森総括審議官 まず島崎委員、田辺委員から政策評価の新しいP D C Aについてのご発言がございましたけれども、もともとこの政策評価は各省で予算要求や、予算の評価に資するものとして始まったのですけれども、私どもの予算というのは200億円ぐらいで、そのほとんどが人件費で政策的経費というのはそう大きくないわけでございます。他方で我々がいろいろな制度作りや監督において、どう1年を反省して次の年につなげるかということにも政策評価は有効だと思います。その際、fiscal yearの4月から3月という区切りは、我々の仕事にとってそんなに重要な区切りではございませんで、むしろ異動が夏にございますので、8月から7月とか、7月から6月、これが1年の業務サイクルです。検査の計画とか、法整備などでも審議会で検討していただき、法制度をつくって、それで国会で審議いただいてという1年を見渡して考えますと、夏の異動前に1年を振り返って、次の事務年度にどうしていくかというほうが我々の仕事のサイクルと合うのではないかなと思ひまして、当初の目的である予算年度との折衷というような形で、こういう試みをさせていただきます。

それから、島崎委員からI S Aの話がございましたけれども、昨年7月に日本再生戦略の中で閣議決定されたものの中に2020年までにI S Aの残高を25兆円にという数値目標を出しております。これは同じような制度がイギリスにおいてできておりまして、それと同水準の規模で活用されることを念頭に掲げた目標でございます。また、これまで日本の1,500兆円の貯蓄のうち850兆円が現預金であり、貯蓄は現預金の形態で行われていて、国内にリスクマネーの供給がなかなかされないという問題点がございまして、預金が銀行セクターを通じて銀行の国債の保有増大になっておりますので、個人が投資商品を買うことによって貯蓄とか資産形成をしていくツールとして制度を考えました。

これまで投資信託の多くは短期で回転、売買されていますが、より長期で分散した投資をすることによって、例えば5年とか10年持つことによって資産を形成していく。そういう投資を通じて貯蓄の成功体験をしていくようなメカニズムが、新たな制度を契機として定着していくと、このISAの枠内での残高だけではなくて、全体として安定的なリスクマネーへの供給の道が開けてくるのではないかと考えております。

個人の資産形成に資するため、長期の分散された保有をエンカレッジするというのもあり、5年、10年保有してロスが出るということはあまり前提としていないものですから、今後金融所得課税の一体化が進められる中で、そのロスとゲインをISAとそれ以外の損益も含めて考えていくということは、概念的にはありますけれども、今回の制度をつくる段階では、そういうことは考えませんでした。

次に情報発信の関係でございますけれども、特に英文による発信は読み手の属性を踏まえた対応が必要だと思っています。例えばヘッジファンドみたいなインベスターなのか、それともアカデミアの人なのか、外国のレギュレーターなのか等によって発信の中身というのが違ってくると思います。日本語で出したものをそのまま英訳しても、仮にきちんとした英訳をしても日本語自体が官庁文学になっているので、例えばインベスターが読んでわかるのか。むしろ、要約版にして、中身も読み手を念頭においた書き方にして、より多くのマテリアルをよりリアルタイムで発信していくことを目標としておりまして、まだまだ緒についたばかりでございますけれども、この分野は充実させていきたいと思っております。

○森本総務企画局長 まず、島崎委員からIFRSの関係で任意適用企業の数で参考指標に入っているのですが、もう少し具体的な達成の時期とかはないのかというご指摘がございました。この点については、我々、IFRSの適用のあり方を検討する際に、島崎委員からもご指摘があったようなモニタリングボードのメンバー要件など、念頭に置かなければいけないと考えておりますし、また、サテライトオフィスの5年間の期限もあると思います。ただ、ここの政策目標で具体的な数と達成の時期というのは、必ずしも掲げていないのは事実であります。任意適用の会社数は指標として24年度にはありませんでした。25年度から指標に掲げさせていただいたということで意のあるところをお酌み取りいただきたいと思っております。

それから、不正会計について、大変重要だから厳格に進めるべきではないかというご指摘をいただきました。具体的に今後どう進めるのかという点ですが、まず、不正リスク対

応基準を定めまして、これには職業的懐疑心を会計専門家がしっかりと持つよう強調し、また、どういうところに不正会計のリスクがあるのかということも明らかにしたところで、我々としては監査法人だけではなくて、企業経営者にも相応の注意喚起ができつつあるのではないかと考えております。

今、進めている状況ですが、この不正リスク対応基準にあわせて会計士協会のほうで実務指針を定めておりまして、セットで取組むことなのですが、そのほかに周辺環境整備として開示ルールを、会計不正の端緒が認識されたときに、それを確認するのにどうしても一定の期間がかかりまして、期日までに開示書類が提出できない場合をこれからは想定しないといけない。従来、この点が必ずしも手当てが十分ではなかったものですから、どうしても期限までにサインしないといけないみたいなプレッシャーがかかっていたのですが、じっくりとチェックできるようにということで、開示ルールを直したり、上場規則を見直したりして、そうしたチェックを行っている間は直ちに上場廃止にならないとか、監査報酬の問題もございまして、これは協会と経済界との間で協議してひな形をつくったり、不正リスク対応基準が実際にワークするような周辺環境の整備も進めているところです。

それから、島崎委員から引き継ぎなどはやるのが当たり前なのに今までどうしていたんだというご指摘がございましたが、まず監査法人内では当然、まともなところはちゃんとルールがあって担当者同士の引き継ぎはやっております。監査法人間は、これは当然やることにはなっていたのですが、オリンパスのときに問題になったのは、どちらが主導をしてやるのかというのが必ずしも曖昧で、その点について、はっきりとさせることでエアポケットみたいにならないように手当てをさせていただいたところでございます。

それから、田辺委員から新規事業について何点かご指摘がありまして、振り込め詐欺の払い戻しのPRについてご指摘がございました。これは300万円の予算でパンフレット等でPRに努めるのですが、振り込め詐欺等の被害に遭ったときに銀行に行けば加害者の口座を凍結したお金から払い戻しが受けられるという制度があるんだということをPRしたいということでございまして、従来、必ずしも払い戻し率が高くなかったということで、まずはできるだけ被害者に凍結口座から払い戻したいという、そういうことをPRしたいということでございます。委員ご指摘のように警察と協力できる部分は、我々も考えていきたいと思っております。ただ、そういうテクニカルな点でございまして、全体的な振り込め詐欺防止とちょっと違うということをご理解いただければと思っております。

それから、官民ラウンドテーブルのほうは、これは委託調査の予算でございまして。

以上でございます。

○佐々木監査審査会事務局長 先ほどの森本局長の監査法人に関するお答えに関連しまして、監査法人の検査を担当しております審査会の立場で若干補足させていただきますと、まず、監査法人、公認会計士の不正に対する嗅覚、いわゆる職業的懐疑心、これを高めてもらう上で、我々審査会の検査の中でも個別の監査、エンゲージメント、これを検証する中で職業的懐疑心が十分だったかどうか、これは当然検証し、問題があれば指摘をしています。あわせて、指摘するだけでは改善しない部分もございますので、我々の検査を通じて把握されましたいろいろな事例、こういう不正のパターンがあるとか、会計士さんのそうした嗅覚を高めていただく上でのいろいろな情報提供、情報交換、これを公認会計士協会、あるいは個別の監査法人を通じて行っております。

それから、2点目に監査法人の交代についてでございますけれども、これもオリンパスの事例なども踏まえまして従来以上に監査法人の交代が適切に行われているかどうか、それから、同じ法人内での監査チームの交代の上での引き継ぎが適正かどうか、これも検査の中で特に重点を置いて現在見ているところでございます。

○細溝監督局長 事業についてのご質問がございました。中小企業金融円滑化法の後の中小企業の支援に関する経費ということでございまして、調査研究の経費、2,000万円余を計上しております。これを考えたのは25年3月の最終期限に向かって24年度中にいろいろな体制を整備したり、いろいろ枠組みをつくるということをやっていた時期でありました。中小企業の真の経営改善に資する取り組みを各金融機関が行うという、24年度からも行っているわけですが、25年度から本格的に行う中で、そういった経営改善の例えばいろいろな取り組みの例でありますとか、あるいはエクイティ性の資金の供給でありますとか、そういったいろいろな取り組み例を調べまして、それらについて分析し、それらをまとめてほかの金融機関にもそれを均てんするといった意味で調査研究の委託をしているというものでございます。その上で、その調査研究の結果について勉強会とかセミナーの形で普及をしていくということを考えているということでございます。

○森総括審議官 最後に田辺委員からお話のあったベターレギュレーションの深化というのはどういうことを考えているかということですが、具体的にどういうことをしようかというのは、これから庁内で議論しようと思っております。数年前にベターレギュレーションというのを出したときは4つの柱というものを我々明示いたしました。1つはルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適なミックス、第2の柱としては優先

課題への効果的対応、リスクフォーカス、フォワードルッキングのアプローチをとっていくこと。第3の柱として金融機関の自助努力の尊重、それから、金融機関へのインセンティブの重視。第4の柱として行政対応の透明性、予測可能性の向上ということでした。まだ庁内でコンセンサスができていないので、私の個人的な意見が強いのですが、これを今の状況に当てはめると、例えば翁委員からお話があったように、金融緩和政策により、いろいろなアセットのプライスが変わっていったり、金融機関や企業の行動が変わっていく中で、例えばマクロプルーデンスというものの取り組みというのはより重要になってくるかと思います。

それから、ルールベースに重点を置いた行政ですと、法令を遵守しているかというミニマムスタンダードを金融機関が満たしているかというのを重視するわけですが、ミニマムスタンダードの遵守に問題のない金融機関についてはベストプラクティスへという方向性を持ち、金融機関がよりよいプラクティスをすることによって金融業の全体としてのレベルを上げていく考え方もあるかと思います。そういったことをベースに庁内でこれから具体策を話し合っていきたいと考えております。

○太田原政策評価室長 島崎委員、田辺委員をはじめ、皆様から評価のつけ方、あるいは数についてご質問がありましたので、一言補足させていただきます。

まず、去年やっていただいたのは、23年度の評価でございました。今回は24年度の評価でございます。冒頭申し上げましたように、24年度から新しい中期計画ということで項目立てが変わっておりますので単純比較はできないところではありますけれども、我々としては、1つ1つ、あまり手前みそにならないように節度を持って評価した結果でございますので、それについていろいろ今日のご意見も踏まえながら、また検討してまいりたいとは考えておりますけれども、とりあえず何か数を増やそう、減らそうということで大方針があってということではなくて、1個1個の項目を見た結果ということでございます。

○富田座長 島崎委員、田辺委員、よろしゅうございますでしょうか。それでは吉野委員、お願いいたします。

○吉野委員 ありがとうございます。大きな点を4つと、小さな点を2つお話しさせていただきます。

1つは、IV-1の国際的な政策協調・連携強化についてですが、以前は、国際的な金融自由化への積極的な参画という文章になっていたかと思います。それが急に全世界的に規制と

ということになりましたが、今の規制というか、世界的な動きが、日本に当たっているのでしょうか。以前、ヘッジファンドが日本に来た時、あるファンドを阻止しました。その時、欧米のメディアは、ヘッジファンド自由化の中で阻止するとは何ごとだと言っていたのですが、そのメディアが今度は、ヘッジファンドをどうやって規制したらいいかと、同じメディアが全く違うことを時代とともに言ってくるわけです。

世界的な規制の中で、日本は金融システムが安定していますので、もう少し積極的に、日本から発信といいますか、日本が行っていることは正しいということをお願いして、海外との整合性と同時に、日本の金融システムの良さを発信していただきたいと思えます。

規制関連ですが、ニューヨークに進出している邦銀の方から、アメリカの弁護士や会計士に新しい規制について全て確認しないと業務はできないと聞きました。そのため、弁護士や会計士に莫大な費用を払っているそうですが、日本の弁護士や会計士が、ニューヨークでどうして活躍できないのでしょうか。

私の学生も、会計士試験に受かったが、会計事務所に入れないです。海外で活躍できる公認会計士を日本が育て、この規制の中でも、アメリカで日本人が活躍できるシステムにしないと、金融システムに関するビジネスが、アメリカというか、英語を話す国民に牛耳られている気がしますので、日本の公認会計士試験制度なり、国際的に活躍できる公認会計士、それに弁護士も同じだと思いますが、そういうことも考えていただきたいのが1点目です。

2点目は、金融システムの安定性は良いのですが、日本の産業全体を見てみると、製造業には、これまでイノベーションがありました。日本の場合、サービス業についてイノベーションが少なく、非効率であると言われてきました。サービス業の中でも、金融業は大きな比率を占めていると思います。そういう意味では、日本の金融サービス業がどれくらい生産性の効率が上がって、特に全体の産業でいきますと、よくTFPという技術進歩のところを見るわけですが、そのTFPがあるのか。

サービス業全体でTFPを見ると、サービス業では上がっていませんが、製造業は上がり続けています。どのような形で日本の金融システムのTFPを上げていき、生産性を向上させるのか。外国人は、外資系金融機関の参入を促せば、日本のイノベーションが増えるのではないかと思います。それが正しいかどうかわかりませんが、ぜひ考えていただきたいのは、金融サービス業のTFPの向上、生産性効率の向上について、どのように日本

で考えていくのが、2点目です。

3点目ですが、預金を集める金融機関は、やはり自由に退出される、倒産されては困りますので、金融システムの安定には、預金者保護が必要です。普通の業種では、借入れが少なくなり、売り上げが少なくなれば、非効率となり倒産します。強いところ残り、そこがまたビジネスをするわけですが、銀行業の場合には、預金者保護があるので、それがなかなか進まないと思います。私の個人的な意見ですが、ある程度破綻は起こることを前提にして、その破綻をスムーズに行い、強いところを残していくという金融行政もあるのではないかと思います。

それと関連し、登録制と免許制についてですが、銀行業の場合、免許制ですので、ある程度きちんとしています。一方、登録制は、自由に業務を行い、出入りについても自由にできることにより、そこで競争ができていくのが良いと思います。そのためには、翁委員もおっしゃっていましたが、金融経済教育である程度個人がどういう商品であるのか、取り扱っている業者がどういう業者であるかということ、ある程度個人自身が判断できるように教育をしていかないと、全て金融庁が悪い、行政が悪いとなってしまいます。自由に動くところと、免許制でしっかり握っていくところ、それがデュアルな金融システムということになると思います。

そのデュアルの中では、預金や貸し出しの世界と、市場を通じた、クラウドファンディングのようなものになっていくと思いますが、市場を通じてリスクマネーを提供できるという、デュアルなシステムを構築していただければと思います。以上が大きな点です。

細かい点ですが、これは金融界の方と話していると、これからマイナンバー制が導入されると思いますが、導入時にコストがかかってしまうのは、非常に困る。現在の番号からマイナンバー制に移るように、ラウンドテーブルでも良いと思いますが、低いコストで間違いなく移行できるシステム、それでマイナンバーとしてどのようなつけ方が良いのかについて、検討していただきたいと思います。アメリカの社会保険番号は9桁ですが、どこかの地域とか様々ありますので、マイナンバー制導入時には、金融庁としても、金融機関の番号として不利にならないよう、お願いします。

最後ですが、金融庁で研修を行っているとき、皆さんのように庁全体が鳥瞰できる、こういう会議に出席している方がいますが、それぞれの局や課で一生懸命業務をしている若手職員も、金融庁がこういうことをやっていて、その中で若手職員がこういうことをやっているということが何かわかるような研修の機会があると、人材の質の向上につながるの

ではないかと思えます。

以上です。

○富田座長 ありがとうございます。

続きまして、私から意見を申させていただきます。既に皆さん重要なポイントについてご指摘がございました。つけ加えることはほとんどないのですが、最初に申し上げたい点は、政権交代が相次いだというか、大きな交代が起こったわけですが、そういう中であって私は市場行政ということを旨として、金融庁は安定的な政策を遂行してきたのだと見ております。

ただ、その中でやや特異な政策とも言えます円滑化法の問題なのですが、再延長があったのですが、期限どおり終了いたしました。同法の評価は極めて国民全体から見て大きく分かれているように思います。倒産抑制に一定の役割を果たしたというものと、抜本的な経営再建を先送りしてきたということがあります。そういう中においてやはりこれまでやってきたことの影響を多面的に分析する必要があるのではないかと思います。そして、金融機関と信用保証協会、政策金融機関とのリスク分担のあり方といったことも含めまして、また、基本的には中小企業基本法が自助を基本としているわけですが、そういうこととの関係も踏まえて今後の中小企業金融のあり方について、監督当局としての立場よりこの影響を見極めておいて、まとめておく必要があると思います。

それから、2点目は市場インフラ構築との関係なのですが、特に先ほど翁委員もご指摘があったのですが、新しい金融政策の発動の後、またアメリカにおけます量的緩和の縮小という動きとも相まちなして金利変動が非常に大きくなっているように思います。金利変動が大きいといっても、動きはパーセントの100分の1ですが、ただ、年間の取引量が1京円に近いぐらいの大きさでして、要は非常に小さな動きであっても取引量が非常に大きい中において、この大きな決済リスクといったものが存在しないかどうかということは大変気になるところでございまして、この決済リスクの抑制につきましては、既に清算機関の発足とか、その強化、それから、取引の決済期間の短縮等が進められてきておまして、また、ここでも評価がAとなっていますように私もそのように高く評価したいと思いますけれども、25年度にこれと関係いたします市場インフラの整備方針についてお聞かせいただけたらと思います。

それと、先ほど翁委員もご指摘になったのですが、国債金利と金融機関の経営に、それはどういう影響を与えるかということについて、やはり監督当局として注視しておく

必要があると思いますので、この点も影響は限定的だという見方もございます。金利上昇というのは景気の上振れと並行して起こったら影響はあまり起こらないのだというふう  
に公式の文書では書いてありましたけれども、そうなのかどうか心配なところであります  
ので、検討する必要があると思います。

それから、市場機能が適切に発揮されるための制度・環境整備との関係なのですけれど  
も、A I Jの事案について法律改正が行われて対応が進んできたと思った矢先にまたMR  
I事件であります。新聞等、報道によりますと、そんなめちゃくちゃに高いリターンでな  
しに勧誘をするので、もっともらしい勧誘で非常にある意味だまされやすいようなものな  
ので、これも先ほど吉野委員、ご指摘あったのですけれども、啓蒙による予防というか、  
教育も広くとってやはりそうした啓蒙による予防という観点が大事なのではないかと思  
います。それは学校教育だけではなしに民間の業界とか、それから、地方公共団体を含め  
た観点でやはりどういうことに気をつけたらいいかということも、もっともらしいだけに  
非常に難しい問題なので、自己責任とはいえ、そこはきちんとしておく必要があると思  
います。

それから、成長戦略との関係なのですけれども、ここでもIV-3との関係で言いますと、  
金融サービスの提供者が利用者のニーズに的確に対応して積極的に事業展開ができると書  
かれております。これは成長戦略そのものには明示されていないのですけれども、政党の  
パンフレットによれば、我が国の金融業における付加価値の比率をイギリス並みの高いも  
のにしていきたいと書いてあるのですが、それが目的というよりもやはり利用者のニーズ  
に的確に対応するということが大きな課題だろうと思います。その結果、付加価値が大き  
くなるのだと思うのですけれども、その際に重要な点はリスクマネーを円滑に供給する  
という視点であろうと思います。成長戦略全体との関係で考えますと。そういうことを施策  
として実施していく上では、やはり当局と銀行や証券等の業界団体が密接に連携して成長  
戦略を遂行していくのが望ましいのではないかなと思います。

私からは以上です。

○水口参事官 吉野委員の最初の国際的な政策協調・連携強化の点でございますが、グロ  
ーバルな金融規制改革が進んでいきます中で当庁として、金融システム改革の強化自体は  
大変重要でございますけれども、他方、それが実体経済に与える影響についてもしっかり  
十分配慮しまして、その両者の間のバランスを適切にとることが重要だということを様々  
な国際的な場で申し上げてきております。日本からの発信という点では、様々な国際的な

組織で、例えばIOSCOの代表理事会の議長や、バーゼル委員会の部会の議長、さらに保険の関係とか、当庁で主要な要職を務めてきておりまして、そういう意味で国際的な原則や、基準策定に積極的に貢献してきております。

さらに、例えばボルカールールや、店頭デリバティブ規制といった、いわゆる域外適用を含む様々な問題についても、当庁から積極的にコメントレターを出したり、また、主要国際機関の会議において提案を行ったり、我が国として日本の立場を強調してきてございます。今後とも国際的な政策形成に関し、当庁として主導的な役割を果たせるように引き続き頑張っていきたいと思っております。

○細溝監督局長 監督局サイドからは幾つかの、吉野委員からは何で日本の金融サービス業というのはイノベーションが少ないのか、今後どうやって生産性とかを上げていくのかという話でございます。確かに伝統的な預金貸し付けとか、伝統的な生命保険という分野において、なかなかイノベーションというのは図られにくいというのはおっしゃられたとおりに思いますが、新たなニーズなり、新たな技術なり、技術の進歩がしていく、預金消費者のニーズが多様化していく、そうした中で新たなサービス、商品が提供できる、ないしは新たな提供の仕方ができる。ネットを使ったりですね。そういったところで金融の分野においても日々イノベーションというのは図っていくべきだと思っておりますし、私ども当局としても、そういったときに最適な規制になるように日々いろいろな、どんなものが出てきているのかを見ながら考えていきたいと思っております。むしろ、そういったことを促していきたいと思っております。

それから、富田委員から円滑化法の総括と申しますか、この際まとめておくべきではないかというお言葉でございます。確かに平成21年12月にリーマンショック後の混乱した経済状況の中で法律ができ、3年と3カ月、施行されておりました。当然、私どももその円滑化法の影響、円滑化法がどういう効果を及ぼしたか、そういったこともいろいろこれから分析をしたいと思っておりますし、おっしゃるとおり一度、総括すべきだということであれば、ある程度時間をかけて分析をしながら総括もしてみたい、試みてみたいと思っております。

それから、国債の金利と金融機関の経営への影響でございますか、委員ご指摘のとおり、国債の金利が上昇しますと価格が落ちますので、当然、B/Sをヒットします。国債の価格が下落しますと有価証券の評価損となって金融機関のバランスシートにまずマイナスの影響をもたらします。それから、バランスシートで言いますと負債面で預金金利等の資金

調達コストが上昇します。逆に運用面で例えば貸し出しでありますとか、いろいろな資産の金利収入等が増加するということも期待できる。ただ、その運用面といいますか、貸し出し面まで影響するには、多分、一般的にタイムラグを伴うと言われております。従いまして、急激な金利上昇は一時的に金融機関の財務の健全性にマイナスの影響を与えることも考えられるところでございます。そうした各金融機関が抱えるリスクの把握に努めておりますが、市場金利の動向にも注意しながら引き続き金融機関の財務の健全性確保に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○森本総務企画局長　まず、吉野委員から登録制の金融機関については出入り自由で競争がよく働くようにしつつ、市場を通じたリスクマネーがよく供給されるようにすべきだというご指摘がございました。私どもも全くそのように考えておりまして、いろいろ利用者被害が発生いたしますと、例えば全て監査したもの以外は売らせるなどか、かなり厳しいご指摘があるわけですけれども、我々としましては一方で投資活動の自由さといいますか、柔軟性みたいなのも確保しながら利用者保護を最大限図っていくという、この両方を常に考えていかなければいけないと考えているところでございます。

それから、富田委員から決済リスク抑制に関係して、今後の方針、進め方についてご質問がございました。ご指摘のように今特に店頭取引が問題になるのですが、非常にグロスでは大きな金額になっておりまして、その決済リスクの抑制というのは重要な課題になっております。この点については従来からアクションプランを定めて、国債の決済のT+2化などを進めてきておりまして、さらに基本的にはアクションプランに沿って進めるということで、国債の場合はT+1化が大きな課題なのですが、これはレポをT+0でやらなければいけないということで大変準備が必要ですので、今、そのための制度設計を進めているところでございます。

そのほか、金利スワップの取引が非常に多いのですが、これについてはJ S C Cで昨年からは清算集中を開始しておりまして、英米以外で大規模に金利スワップの清算機関をやっているのは日本だけでございます。我々としては、何とか発足して順調に動き出しているもので、今後うまく育てていかなければいけないと考えております。今、円金利スワップだけやっておりますが、通貨の種類を増やしたりという取り扱い品目を拡大するというのを我々としても促していきたいと考えています。その他、清算機関そのものの安定性という見地から、I O S C Oの金融市場インフラのための原則というのが最近出ておりまして、

それに沿って清算機関の安定性を高めるということを進めていくことにしております。

それから、IV-3の関係で、成長戦略の関係でリスクマネーを円滑に供給するためには業界団体と密接に連携することが大事だというご指摘がございました。私ども特にリスクマネーの供給というようなことは、単に規制を緩和したり、単に土俵をつくっても実際にプレイヤーが能動的にそういう活動をするのかどうかというのを見極めるのが大事だと考えておまして、例えば今度、成長戦略の一環として実施しますクラウドファンディングなどについては、これから金融審で審議していただくのですが、その前に日証協を中心に関係者の意見、どういうところに要望、ニーズがあるのかというのを先に意見を出してもらおうというようなアプローチを行っているところでございます。これは6月中ぐらいに取りまとめていただいて、金融審が始まったらそこで紹介できるように進めているところでございます。

以上でございます。

○森総括審議官 最後に、吉野委員からご指摘のありました金融庁の若手にも全体の政策がわかるような機会をとということですが、これはご指摘のとおりだと思います。私は、金融というのはグローバルに1つのユニバースみたいな形でいろいろなものが動いていて、そういう鳥瞰図みたいなものを認識して、その中で自分の政策、やっている政策というのはどこに位置づけられるかをわかって政策立案するということが必要だと思っております。

それから、富田座長からお話のありましたA I JとかMR Iに対応する意味での啓蒙や金融教育による予防の重要性、それから、金融機関が成長戦略との関係で利用者のニーズに的確に対応して、その結果、付加価値が大きくなるという考え方には全く同感でございまして、こうしたご指摘も踏まえた形で25年度の事務事業も考えておりますし、我々の行政もこうした思いを念頭に進めてまいりたいと思っております。

○富田座長 吉野委員、よろしゅうございますでしょうか。

○吉野委員 結構です。

○富田座長 本日は貴重なご意見を多数賜りまして、ありがとうございました。本日の会議の総括といたしまして、畑中局長より一言よろしくお願いいたします。

○畑中長官 金融庁の畑中でございます。富田座長をはじめ、委員の方々におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりましてこの政策評価の実績と今後の計画についてご審議を賜りました。ありがとうございました。頂戴いたしましたご意見、あるいはご指摘を十分踏まえまして、今後の行政運営に万全を尽くしてまいりたいと思っておりますので、

ご指導のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの議論の総括をするような立場ではございませんので、最近考えておりますことについてお時間を少しいただいております。まず、この政策評価について、Aですとか、A、B、I、II、IIIと、こういう評価になるわけですが、私は実績に関する評価は、個人もそうですし、組織としてもやはり厳しい自己評価をするのが基本だと思っております。そういう意味では、今回も原案で出てきたものについて随分見直してみたいな形で再検討を指示した項目もございました。他方、今後の実施計画につきましても、あまり実現可能性みたいなことばかりを考えるのではなく、できる限りチャレンジングな取組みを積極的に載せていこうと、そういう姿勢が大事ではないかと思っております。今回、整理したわけでございます。

そこで、このチャレンジングな取組みということで、今後1年間、幾つかやってまいりたいという項目を少しお話しさせていただきたいと思っております。もちろん、既存のエンフォースメント等々、これらについてはさらに質的な向上を目指すというのは当然でございますか、去年あまりなかったような話しをご説明させていただきます。

まず、1つ目は先ほど田辺委員や翁委員からもございましたベターレギュレーションという問題でございまして、この深化を目指す1年だと考えております。今から約6年近く前になりますけれども、より質の高い検査・監督行政への転換ということで、ベターレギュレーションに取り組んでまいりました。

私はリーマンショックを顧みていろいろな原因があったと思っております。リスクの所在が分からない商品が無責任に売った、あるいは欧米当局の危機対応が整合性を欠いた等の、そういう直接的な原因があったわけですが、この本当の国際的な危機の原因というのは、1つはトゥー・ビッグ・トゥ・マネージということがあると思っております。2つ目は顧客とのリレーションが非常に希薄化してきていたということ。3つ目はプレイヤーである金融機関の自己規律が甚だしく緩んでいたのではないかとということ。4つ目は、それを監視する監督当局の能力が追いついていなかったのではないかとということが本質的な課題であり、教訓であったと思っております。

そしてその後、いろいろな規制強化論が出ておりますけれども、本質は全く変わっていないわけですが、この監督当局の能力を不断に向上させていくことの重要性というのは、約6年前にこのベターレギュレーションを導入した時点と基本的に何も変わっていないと認識をしております。その意味で連続をしているわけですが、約6年を

振り返って、もう一度原点に立ち戻って次の第2ステージに行くために何が必要なのかということを考える時期に来たということでございます。これに関連して、これまでどういふことをやってきたかということをし少し申し上げますと、検査におきましては重箱の隅を突つような検査はやめて、経営上の重要課題に焦点を当てて経営陣の皆さんともよく議論をして、具体的な改善の方向性について認識を共有し、検査全体を通じて真の納得感を得られるような検査をやっていこうということで取り組んでまいりました。

また、翁委員からお話がありましたように、マニュアルベースに終始せずにプリンシプルベースの検査を重視しようということでやっております。検査マニュアルというのは、最低でもこれぐらいはチェックしてきてほしいというミニマム・スタンダードでございますので、マニュアルだけで検査をしておりましても本質的な課題認識でありますとか、改善のモメンタムにつながりにくい。また、検査官のスキルもそう飛躍的には磨かれないという問題がございます。このマニュアルではなくプリンシプルベースで検査をするということは、ベスト・プラクティスを議論するということでありまして、どの金融機関も現時点で、ベスト・プラクティスが出来ていることはあり得ないわけでございます。大事なことは2年後、3年後、4年後、そういう将来を見据え、各金融機関が置かれているそれぞれの環境のもとで、その金融機関が持っているさまざまな人的リソースの中で努力をすれば、そこまでいけるのではないかということ金融機関側と十分議論をして、お互いにそれを共通認識として持ち、改善に向けて具体的に歩み出そうというのがプリンシプルベースの検査であり監督であると思っております。

監督におきましても、この間、リスク感応の高い行政、利用者の立場・国民の目線に立った行政、パッチワークではなくて将来を見据えた行政、そして、金融機関の自主的な経営改善なり、経営判断に役に立つような行政を目指そうということで取り組んでまいりました。

しかし、先ほど申し上げましたように、これを打ち出して約6年たちましたので、所期の目標レベルから見て現在どこまで来たのか、来ていないのか。これは検査、監督だけではなくて制度の企画・立案も含めて、金融行政全般についてゼロベースで見直して、先ほど申し上げた第2ステージに向かう課題を抽出し、対応策を検討し、実施に移す。そういう1年であると考えております。

それから、2つ目のチャレンジといたしましては、政策官庁としての企画力、発信力を向上させたいということでございます。これは島崎委員、富田座長からもお話しがござい

ました。金融に限らず広く経済、社会の動向にアンテナを高く張るということでございますが、現下の情勢ではデフレ脱却と成長政策というものが大変重要な課題です。その中で金融が担う役割というのは大変大事になっております。そういう意味では、例えば、眠っている資金を成長に役立つ生きたお金に換えていく、そういう効果が見込まれる施策であれば、金融庁の所掌分野にとどまらず、迷惑がられるかもしれませんが、どんどん発信し、問題提起をしていくというような姿勢が大変大事だと思っております。

一例を申しますと、日本には1,500兆円超の個人金融資産がございます。これをバブル崩壊後20年間、定期預金、あるいは国内株と国内債券だけに投資をしてきたパフォーマンスは年平均0.1%でございます。他方、日本と新興国と先進国の株と債券に6分の1ずつ投資をしてきた結果は、年平均3.6%でございます。仮に1,500兆円を0.1%で運用しますと、年間1兆数千億のリターンでございますが、3.6%で運用していたとしますと、55兆円を超える収入が国民に還元される。直近の国税収入は43兆円でございますから、この55兆円を超える資産が国民に行くということの重要性はすぐおわかりいただけると思います。

それから、3点目は、吉野委員からご指摘がございましたことにも関連いたしますが、アジア諸国への金融技術支援に本格的に取り組んでまいりたいと思っております。今、アジアの新興国におきましては、ご承知のように少し成長に陰りが出てきたこともございまして、外国からの資金や人材、ノウハウを安定的に呼び込みたい、呼び込まなければ自分たちの成長はなかなか難しいということで、問題意識が大変高まってきているところでございます。そのためには海外から、さまざまな金融インフラについて透明性と効率性が求められているわけでございます。しかし、どうやったら改善したり、新たな制度を整備したらいいのかという知見やノウハウがそういった諸国では必ずしも十分ではございません。

他方、日本におきましては、失敗も含めまして数十年のさまざまな蓄積、知見、経験がございます。そういうことをベースに法制度面の整備のみならず、決済システムでありますとか取引所、あるいは保険の料率制度等々の狭義の意味の金融インフラの整備、さらには日々の金融行政の運営手法、こういった知見や情報をパッケージで提供して、その国々の金融面の国造りに貢献していきたいと思っております。そういう中で、アジアの新興国がさらに発展をしていくためには、今あるその国の規制でありますとか慣行というのは、自らの成長の足かせになっているという場合には、見直しなり、再考を促してまいりたい。大事なことは押しつけではなくて、それぞれの国が置かれた状況を踏まえ、それぞれの国

の発展の文脈に即して我々の知見を提供していくという姿勢が大事だと思っております。

こういった協力なり貢献を何もせずに、商売上やりにくいから規制を下げろと言ってみましても、やはりそれぞれの国には国内の雇用でありますとか、産業政策等々、それぞれ難しい国内事情を抱えておりますので、こうした広い意味での金融インフラ整備への支援ということとあわせて規制・慣行の見直しを通じて、日本の民間セクターのアジアにおける事業の拡大、金融活動の拡大ということを今年はずいぶん力点を置いて支援をしていきたいと思っております。

最後に、言うまでもないことで、これは別に新しいチャレンジでもないんですけれども、日本の金融システムをさらに盤石なものにするよう最善を尽くしていくという責任が金融庁にはございます。その関連では、先ほど吉野委員、翁委員からお話しがございました、国際金融規制改革の議論等において、バランス、あるいは整合性を確保するために我が国の主張をさらに積極的に発信して、これを主導していくというような姿勢が大事だと思っております。今までは議論に積極的に参画すると言っておりましたが、今年は主導してリーダーシップを発揮して適切な結論に導いていく、そのような貢献をするということにチャレンジしてまいりたいと思います。

それからまた、現在、法案として提出しております破綻処理法制でございますが、これが成立いたしました暁には、その細目を詰めるとともに、大事なことは実際にワークするかどうかということでございますので、諸外国の枠組みとの整合性でありますとか、実効性を確保するような協議を積極的に重ねて、日本の金融システムの安定をさらに強固なものにする必要があると考えております。

本日いただきましたご意見、ご指摘を十分今後の金融行政に生かすような形で今年も取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

○富田座長 畑中長官、どうもありがとうございました。

事務局におきましては、本日の会議で委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、評価書及び実施計画を取りまとめたいただきたいと思います。

それでは、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○太田原政策評価室長 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。手短かに連絡事項を申し上げます。

まず、評価書及び実施計画等の修正につきましては、委員の皆様方に個別に連絡、ご説

明させていただきたいと思っております。それから、本日の資料、議事要旨、議事録につきましては、後日公表させていただきます。有識者委員の皆様方におかれましては、議事要旨、議事録のご確認を事務的にお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○富田座長 本日の議事、全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3 時 3 4 分 閉会